



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年1月30日金曜日 第681号

◇ 目 次 ◇
告 示

- 愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正..... (行政経営課) 29
- 医療機関の指定..... (保健福祉課) 30
- 施術機関の指定..... () 31
- 指定医療機関の廃止の届出..... () 31
- 医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定..... () 31
- 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出..... () 31
- 指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出..... () 31
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) 31
- 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) 32
- 道路の供用開始（県道名駒友浦線）..... (東予地方局今治土木事務所) 32
- 土地改良区の定款変更の認可..... (中予地方局農村整備第一課) 32
- 落札者等の告示..... (教育総務課施設厚生室) 32

訓 令

- 地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部を改正する訓令..... (土木管理課) 32

公 告

- 愛媛県漁業取締船用燃料の購入..... (会計課) 34

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出..... (選挙管理委員会) 35
- 政治団体の届出事項の異動の届出..... () 35
- 政治団体の解散の届出..... () 36
- 資金管理団体でなくなった旨の届出..... () 36

雑 報

- 令和7年度行政書士試験合格者の公示..... (私学文書課) 36

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第62号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、令和8年2月1日から施行する。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(業者の格付け)</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予（以</p>	<p>(業者の格付け)</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1) 所得税又は法人税並びに特別法人事業税（本県分に限る。以下同じ。）及び地方法人特別税（本県分に限る。以下同じ。）並びに消費税（これらのうち国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条第1項若しくは第2項の規定による納税の猶予（以</p>

下「納税の猶予」という。) 又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」といふ。）を受けたものを除く。) について未納がないこと。

(2) 県税全税目（徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がないこと。

(3)・(4) 省略

2・3 省略

（建設工事入札参加資格審査申請書等）

第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、隨時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1) 省略

(2) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書

(3) 県税全税目（個人の県民税及び地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書（知事が保有している当該書類により確認すべき事項に係る情報を前条第1項の申請書の審査のために利用することについて申請者の同意がある場合を除く。）

(4) 個人の県民税（徴収の猶予を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

2 省略

3 第1項第2号から第4号までに規定する税のうち納税の猶予又は徴収の猶予を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予又は徴収の猶予の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

4 前条第1項の申請書_____提出後、次の各号（本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第4号までに限る。）に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 建設業の許可番号_____

5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び第7号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。

_____又は地方税法（昭和25年法律第226号）第15条第1項の規定による徴収の猶予（以下「納税の猶予等」といふ。）を受けたものを除く。) について未納がないこと。

(2) 県税全税目（納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がないこと。

(3)・(4) 省略

2・3 省略

（建設工事入札参加資格審査申請書等）

第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、隨時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1) 省略

(2) 所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書

(3) 県税全税目（_____地方消費税を除く。）並びに特別法人事業税及び地方法人特別税（これらのうち納税の猶予等を受けたものを除く。）について未納がない旨の証明書_____

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

2 省略

3 第1項第2号及び第3号_____に規定する税のうち納税の猶予等_____を受けたものがある者にあつては、同項に掲げる書類のほか、当該納税の猶予等_____の許可を受けた通知書の写し等を添付しなければならない。

4 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書提出後、次の各号（本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第6号までに限る。）に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 資本金額

(5) 省略

(6) 技術職員の氏名又は法令による免許等

(7) 省略

(8) 建設業の許可番号及び許可年月日

5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び第6号に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
きょうまちなかこころクリニック	八幡浜市矢野町七丁目14番1	令和7年12月1日
S 薬局周布店	西条市周布73-6	令和7年12月1日

伊藤健次	宇和島市長堀2丁目1-3	令和7年10月21日
------	--------------	------------

○愛媛県告示第65号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
コスマ調剤薬局	西条市丹原町今井276-4	令和7年10月31日
きょうまちなかこころクリニック	八幡浜市保内町宮内1番耕地248番地	令和7年11月30日
宝道医院	八幡浜市矢野町7丁目1455	令和7年12月31日

○愛媛県告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
芝葉梨	北宇和郡鬼北町大字国遠1130番地31	令和7年10月21日

○愛媛県告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行なう事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社メディカル&フィットネスLIR	愛媛県西条市喜多台130-7	訪問看護ステーションはる	愛媛県西条市国安702-3	令和7年12月1日

○愛媛県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行なう事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	グループホーム夏みかん	八幡浜市八代45番地	令和7年6月30日

○愛媛県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行なう事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
医療法人青峰会	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	グループホーム夏みかん	八幡浜市八代45番地	令和7年6月30日

○愛媛県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、東温市、松山市地域に係る県営土地改良事業計画を変更したの

で、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用用排水施設整備事業・佐古地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年2月2日から3月3日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁及び松山市役所本庁

○愛媛県告示第70号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-7)第19310号	令和7年8月21日	いつき建設	齋宮 幸直	今治市南宝来町1-2-11	令和7年12月1日	建築工事業	建設業の廃止
(般-5)第19068号	令和5年12月6日	株四国ソリューションサービス	斎藤 恵	新居浜市田所町1-14	令和7年12月4日	土木工事業、建築工事業 大工工事業、左官工事業 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 電気工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、舗装工事業 しゅんせつ工事業 板金工事業、ガラス工事業 塗装工事業、防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	名駒友浦線	今治市吉海町名849番4から 同町名847番6まで	令和8年1月30日

○愛媛県告示第72号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三津土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年1月30日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

○愛媛県告示第73号

次のとおり落札者を決定した。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
短焦点プロジェクタの借入れ	愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年1月16日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	1,155,000円 (月額)	一般競争入札	令和7年11月28日

訓令

○愛媛県訓令第1号

地方局

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領の一部を改正する訓令

地方局において行う建設業法に関する事務の取扱要領（昭和30年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<u>(収入証紙貼付済証印)</u>
第3条 省略	第3条 前条本文の規定により収入証紙の貼付があつたときは、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第4条に掲げる手続を行わなければならない。
第4条 省略	第4条 省略
(申請書類の審査)	第5条 省略
第5条 申請書類は、次に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。	第6条 申請書類は、次に例示するところにより審査し、なるべく実地について、その実体を確認しなければならない。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 法第5条第2号（法第17条において準用する場合を含む。）の営業所については、その所在及び実況を確認すること。	(2) 法第5条第2号
(3) 法第6条第1項第1号及び第2号（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）に掲げる事項については、請負工事台帳及び工事請負契約書等により照合すること。	(3) 法第6条第1項第1号及び第2号
(4) 法第6条第1項第3号（法第17条において準用する場合を含む。）の使用人数については、賃金、給料計算表、給与支払関係書類及び雇用契約書等により照合すること。	(4) 法第6条第1項第3号
(5) 法第6条第1項第6号（法第17条において準用する場合を含む。）の書類については、申請者備付けの諸帳簿及び関係証書により照合すること。	(5) 法第6条第1項第6号に規定する事項
(6) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第4条第4項の規定により同条第1項第15号の書面の提出を省略させた場合は、申請者が同条第4項の同意をしていることを確認すること。	(6) については、申請者備付けの諸帳簿及び関係証書により照合すること。
第6条 省略	第7条 省略
第7条 省略	第8条 省略
(許可申請に関する規定の準用)	(許可申請に関する規定の準用)
第8条 第3条から前条までの規定は、法第17条の2第1項から第3項まで及び第17条の3第1項の規定に基づく知事に対する認可の申請について準用する。この場合において、 <u>第3条中「法第6条（法第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の2第1項から第3項まで若しくは第13条の3第1項」と、第5条第6号中「建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）」とあるのは、「建設業法施行規則」と読み替えるものとする。</u>	第9条 第4条から前条までの規定は、法第17条の2第1項から第3項まで及び第17条の3第1項の規定に基づく知事に対する認可の申請について準用する。この場合において、 <u>第4条中「法第6条（法第17条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の2第1項から第3項まで若しくは第13条の3第1項」と、第10条第3項の規定により同条第1項第4号の書面の提出を省略させた場合は、法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）が同省令第10条第3項の同意をしていることを確認しなければならない。</u>
(建設業者の指導監督)	(建設業者の指導監督)
第11条 建設業者	第11条 法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）については、常にその実態を把握するとともに、次に掲げるものにつき、指導監督しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 省略(5) 公正な請負契約の締結及びその誠実な履行(6) 主任技術者及び監理技術者の設置等

(7) 省略

(報告)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに土木部長に報告しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 法第19条の3第1項、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5又は第24条の6第3項若しくは第4項の規定に違反した者

(6)～(9) 省略

(10) 法第29条の2第1項の所在地又は同項の建設業者の所在を確知できない建設業者

(11) 省略(12) 省略

別記様式（第7条関係） 省略

(1)～(3) 省略

(4) 法第26条の規定による主任技術者の設置等(5) 省略(6) 請負契約書の整備又は契約の遵守

(7) 省略

(報告)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに土木部長に報告しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 法第19条の3_____、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4、第24条の5又は第24条の6第3項若しくは第4項の規定に違反した者

(6)～(9) 省略

(10) 省略(11) 省略

別記様式（第8条関係） 省略

附 則

この訓令は、令和8年2月1日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年1月30日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県漁業取締船用燃料の購入

(2) 購入物品名及び数量

軽油（免税・J I S K2204 2号）

約312,000リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、令和8年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船桟橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1リットル当たりの単価で行う。単価は、小数第二位までとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（その金額に

小数第三位以下の端数があるときはその端数を切り捨て、小数第二位までとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期間

令和8年3月18日（水）午前9時から同月19日（木）午後3時29分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年3月19日（木）午後3時30分

愛媛県庁本館1階会議室（都合により変更する場合あり。）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和8年3月6日（金）午後5時

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成され

た予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No. 2) approximately 312,000 L

(2) Time limit of tender: 3:29 p.m., 19 March 2026

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和8年1月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
谷田吏後援会	谷田吏	秋山蒼	松山市鴨川一丁目2-8	令和7年12月1日
沖野はるお後援会	芦原英典	本郷利一	松山市高浜町二丁目乙74-151	令和7年12月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和8年1月30日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党的支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県たばこ販売政連支部	玉井芳二	主たる事務所の所在地	松山市高浜町二丁目2232-2	松山市余戸中四丁目4-10	令和7年12月1日
自由民主党上浦支部	藤井進也	代表者	藤井進也	實成重男	令和7年12月10日
自由民主党五十崎支部	久保美博	会計責任者	岡田将太朗	佐伯猛	令和7年12月12日
参政党愛媛第3支部	田頭勇人	代表者	田頭勇人	玉城圭隆	令和7年12月18日

		会計責任者	大本健二	玉城由紀	
参政党愛媛第1支部	濱田太一	代表者	濱田太一	浅湫和子	令和7年12月22日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
中村一雅後援会	松木泰	会計責任者	久保田岩美	小笠原稔	令和7年12月10日
大武たけし後援会	大武健	会計責任者	大武彩香	塙田良太郎	令和7年12月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和8年1月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
池本みつあき後援会	池本光章	令和6年12月2日
新しい宇和島市長をつくる会	円丁辰夫	令和7年11月30日
こうそがべよしみち後援会	香曾我部慶教	令和7年12月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつた。

令和8年1月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
香曾我部慶教	こうそがべよしみち後援会	令和7年12月15日

雑報

○公 告

令和7年度行政書士試験合格者の公示について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により愛媛県知事から一般財團法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和8年1月30日

一般財團法人行政書士試験研究センター
理事長 望月達史

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7510005	7510090	7510180	7510303
7510007	7510092	7510182	7510323
7510014	7510097	7510184	7510324
7510017	7510098	7510185	7510330
7510018	7510116	7510193	7510332
7510031	7510117	7510222	7510335
7510032	7510128	7510241	7510343
7510040	7510131	7510254	7510370
7510050	7510135	7510261	7510400
7510058	7510137	7510264	7510407
7510063	7510156	7510268	7510425
7510064	7510162	7510269	7510454
7510067	7510164	7510276	7510500
7510075	7510166	7510286	7510509
7510076	7510172	7510298	
7510085	7510173	7510299	